

脳卒中患者の 両立支援について

ハローワーク神戸

神戸公共職業安定所 専門援助第一部門

主任就職促進指導官 陸井 徹

どのような相談が多いのか

- ▶ 治療しながら働きたいが何からはじめればよいのか
- ▶ 病気があることを会社に伝えたほうがよいのか
- ▶ 病気のことを会社に伝えたいが、どのように伝えたらよいのか
- ▶ 就労を支援する制度はあるのか
- ▶ 他の病気のある方がどのような働き方で、どのような仕事についているのか

治療や疾患管理と仕事を両立させる

- ➡ 無理なく続けられる仕事を選ぶこと
- ➡ 通院や休憩などの業務管理について職場の理解と配慮を得ること
- ➡ 自己管理と職場での対処スキルを身につけること

仕事の負荷と回復のバランスが取れる仕事

- 身体的に無理がない
- 休憩が比較的自由に取りやすい
- 疲労回復が十分にできる勤務時間・休日
- 通院のための業務調整が可能な仕事

具体的にはデスクワークや短時間勤務の仕事に多くみられます

仕事探しの準備

- ▶ 病状の安定に必要な医療的条件を主治医に確認すること
仕事内容や働き方に無理があると体調が崩れやすくなります
- ▶ 自分が就こうと考えている仕事内容や働き方、勤務時間や休日などを伝え無理なく働けるかどうか相談すること

持病の開示・非開示

- ➡ 応募の際ハローワークから伝える
- ➡ 応募書類に記載する
- ➡ 面接時に伝える

病気開示、非開示のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
病気開示	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の理解を得られやすい (合理的配慮を受けやすい) ○支援制度及び支援機関による支援が受けられる ○定着しやすい(長く働き続けやすい) 	<ul style="list-style-type: none"> ○待遇面の違い (正社員求人は少ない) ○職種が少ない ○本人の障害特性を考慮した場合、必ずしも該当する障害者専用求人があるとは限らない
病気非開示	<ul style="list-style-type: none"> ○待遇面が健常者と同じ ○就職が決まりやすい ○職種が豊富 	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の理解が得にくい ○ジョブコーチ等の支援が受けられない ○定着しにくい

就職が決まった方たち

- ・ご自身のできること
- ・できないこと
- ・配慮してほしいこと

などが整理できていない方が多くみられます

無理をせず継続できる仕事は何か

自己理解・仕事理解を深めることが大切です

主たる就労支援関係機関

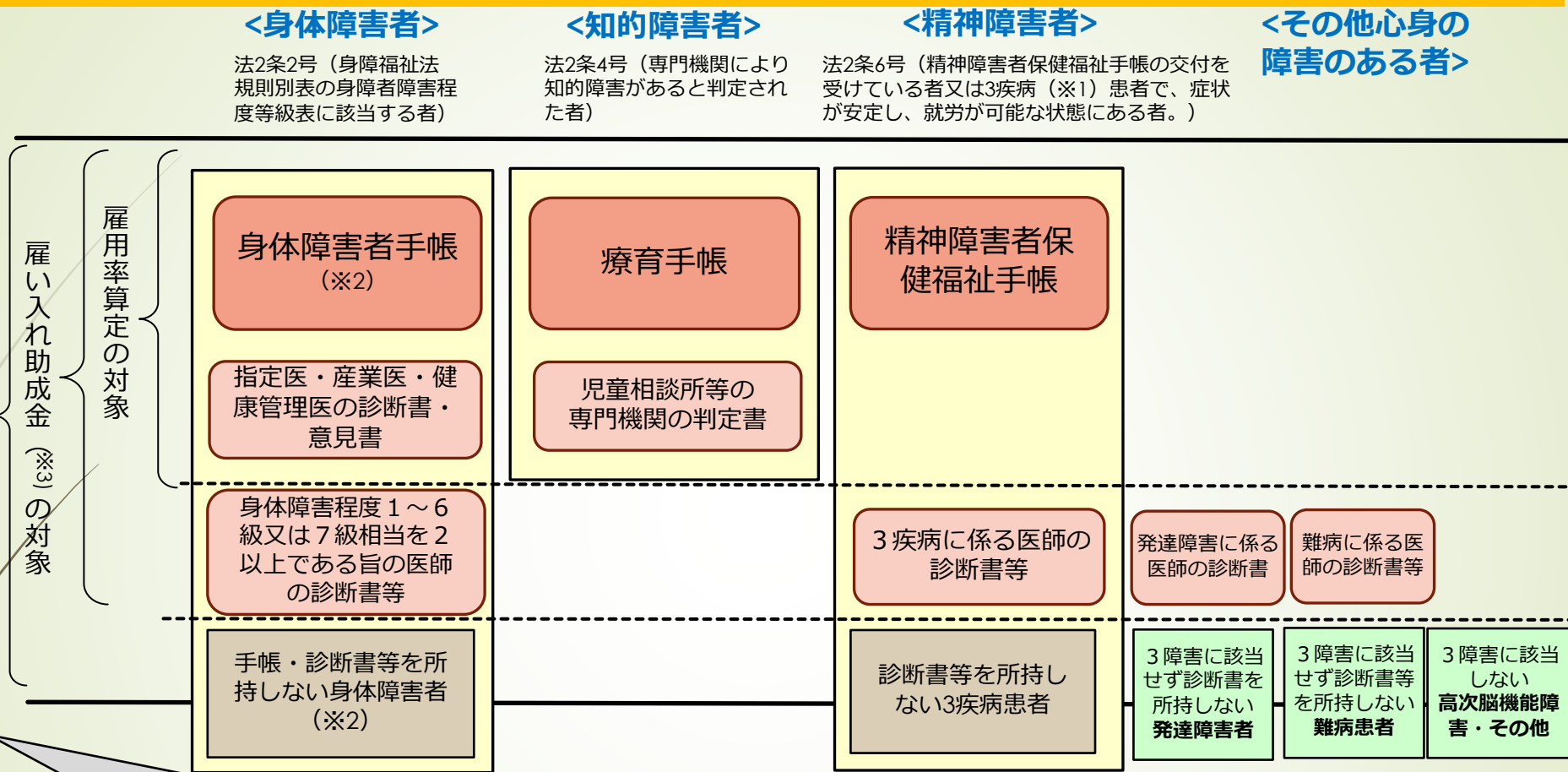
施設名等	事業内容
ハローワーク	障害者・長期療養者に対して、医療などの関係機関と連携しながら、職業相談や職業紹介、就職後の職場定着や継続雇用の支援を実施。障害者は専門援助部門、長期療養者はハローワーク神戸に長期療養者就職支援ナビゲーターを設置。
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育、医療等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業(雇用契約に基づく)
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業(雇用契約に基づかない)
地域障害者職業センター	障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施
難病相談・支援センター	難病患者の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会などとの交流促進、就労支援などを実施

注 病院、保健所、区役所、都道府県独自の就労支援機関等も重要な関係機関

《参考》 雇用分野における「障害者」の範囲について

11

職業紹介等の対象（障害者雇用促進法上の「障害者」）



法2条1号（身体障害・知的障害・精神障害その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者）

（※1）統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんのいずれかであって手帳所持者以外。

（※2）身体障害程度1～6級又は7級相当を2以上

（※3）「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」。他の助成金の対象障害者は省略。